

令和5年度

第1回桂萱公民館運営推進委員会

第1回会議

日時 令和5年7月13日（木） 午後2時～

場所 桂萱公民館 1階 会議室



前橋市桂萱公民館

会 議 次 第

1. 開 会

2. 委 嘱

3. 公民館運営推進委員会の概要説明

4. 委員自己紹介

5. 職員紹介

6. 役員選出

7. 議 事

協議事項1 令和5年度 桂萱公民館の概要について

協議事項2 令和5年度 桂萱公民館の経営の基本的事項について

協議事項3 令和5年度 桂萱公民館の事業計画について

協議事項4 その他

8. 閉 会

前橋市桂萱公民館運営推進委員名簿

任 期（令和5年7月1日～令和7年6月30日）

	氏 名	役 職 名	備 考
委員	福 本 稔	桂萱地区自治会連合会長	
〃	齋 藤 宗 治	桂萱学習グループ連絡協議会長	
〃	荻 野 雅 志	前橋市立桂萱中学校長	
〃	岡 本 健 一	桂萱地区社会福祉協議会長	
〃	草 間 幹 雄	桂萱地区青少年健全育成会長	
〃	鳥 島 雅 彦	桂萱地区民生児童委員協議会長	
〃	岡 田 邦 雄	桂萱老人クラブ連合会長	
〃	吉 岡 一 男	桂萱地区生涯学習奨励員連絡協議会長	
〃	吉 野 努	桂萱地区子ども会育成団体連絡協議会長	
〃	宮 川 孝 子	桂萱地区保健推進員会長	
桂 萱 公 民 館 運 営 推 進 委 員 数 10名			

桂萱公民館の概要

1 桂萱公民館管内の世帯数及び人口（令和5年6月末現在）

区分	世帯数（世帯）	男（人）	女（人）	計（人）
前橋市 （前年比）	154,180 （+0.6%）	161,438 （-0.7%）	168,777 （-0.5%）	330,215 （-0.6%）
桂萱地区 （構成比・前年比）	13,260 （8.6%・+0.8%）	13,788 （8.5%・-0.1%）	14,267 （8.4%・-0.5%）	28,055 （8.5%・-0.6%）

2 施設の現況

建築年度	昭和61年6月移転新築（同年10月1日開館）		
敷地面積	7,062㎡	延床面積	1,559.0㎡
構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造2階建て		
駐車場	普通車 129台 自転車20台		
部屋 （暫定定員 撤廃5/8～）	1階 事務室、印刷室、ホール（269人←100人、体操系は要相談）、 会議室（42←28人）調理実習室（30人←25人）、図書館分館 2階 造形創作室（30人←24人）、講義室（42人←28人）、 第1和室（15畳）第2和室（15畳）第3和室（10畳）		

3 公民館職員

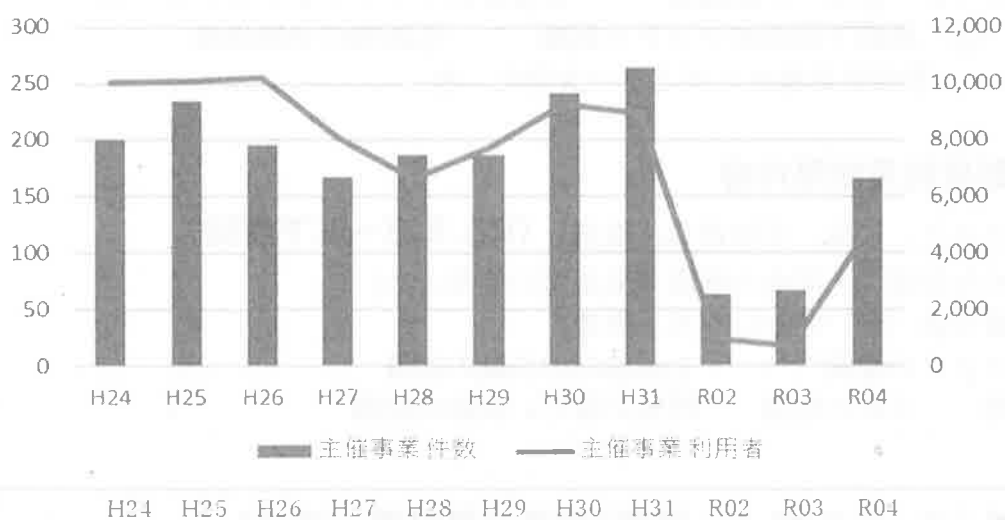
職員数 11人	（内訳） 館長 1、副主幹 4、（主事1育休中）、地域担当専門員1、 会計年度任用職員5（うち準常勤1、嘱託員4）
正 規 5人	
専門員 1人	
会計年度 5人	

4 公民館利用状況

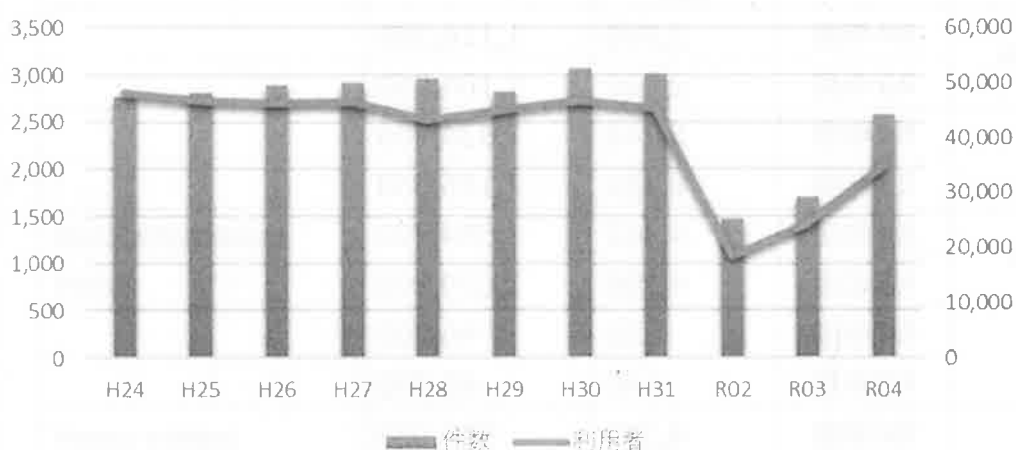
区分	有 料			無 料		主催事業		合 計	
	件数 （件）	金額 （円）	利用者 （人）	件数 （件）	利用者 （人）	件数 （件）	利用者 （人）	件数 （件）	利用者 （人）
H24	436	243,423	6,098	2,134	32,057	200	10,051	2,770	48,206
H25	409	231,930	5,666	2,168	30,994	235	10,071	2,812	46,731
H26	398	265,760	5,562	2,298	30,420	196	10,217	2,892	46,199
H27	431	268,470	5,807	2,322	32,718	167	8,107	2,920	46,632
H28	416	242,130	5,359	2,353	31,189	187	6,614	2,956	43,162
H29	433	267,630	6,752	2,203	30,635	187	7,724	2,823	45,111
H30	463	235,200	6,347	2,362	31,177	242	9,257	3,067	46,781
H31	526	235,150	5,875	2,225	30,526	264	8,950	3,015	45,351
R02	223	113,860	1,934	1,181	15,462	64	1,008	1,468	18,404
R03	272	123,310	2,159	1,372	21,375	67	703	1,711	24,237
R04	413	209,960	3,597	2,000	26,478	166	4,782	2,579	34,857

※ 重複利用を含む

主催事業の推移（屋内事業のみ）



公民館利用の推移



5 部屋別の貸出状況（令和4年4月～令和5年3月）

	第一和室	第2和室	第3和室	造形創作室	講義室	ホール	会議室	調理実習室	合計
件数	299	340	74	292	363	654	421	136	2,579
利用者	1,649	1,703	313	2,022	4,168	17,596	6,223	1,183	34,857
使用料	14,980	29,960	4,690	14,230	34,180	61,770	42,400	7,750	209,960
減免額	60,360	57,660	13,740	107,400	145,620	972,180	169,070	65,550	1,589,370

	第1和室	第2和室	第3和室	造形室	講義室	ホール	会議室	調理室	合計
件数	299	340	74	292	363	654	421	136	2,579
総枠数	1005	→	→	→	→	→	→	→	8,040
R04稼働	29.7%	33.8%	13.5%	29.0%	36.1%	65.0%	41.9%	7.4%	32.1%
R03稼働	26.1%	28.0%	5.3%	29.1%	37.0%	68.7%	34.8%	9.3%	29.8%
R02稼働	31.8%	32.8%	7.7%	34.6%	35.6%	52.6%	44.9%	8.1%	31.0%
R01稼働	33.0%	37.9%	13.8%	39.8%	48.7%	71.3%	42.9%	18.9%	38.3%
前年比	+3.6	+5.8	+8.2	-0.1	-0.9	+3.7	+7.1	+1.9	

6 修繕及び工事関係 (R4実績～R5予定)

- ①駐車場止まれライン ②ホール床補修 ③多目的トイレウォシュレット化、
 ④高木剪定 ⑤二階廊下階段床ワックス剥離 ⑥誘導灯交換修繕
 ⑦ホール証明LED ⑧西駐車場カーブミラー大型化 他

7 コロナ禍の部屋利用制限内容

基本的な対策 (マスク、検温、手指消毒、換気) (R5.5.8～以下解除)

- ・共有物のこまめな消毒
- ・間食の制限 (湯茶室の使用止め)
- ・調理室での試食方法 (合い向かい不可、黙食)
- ・楽器使用時のマスクの着脱
- ・1 m以内の活動の対策
- ・出欠名簿の管理
- ・大声の制限
- ・呼気が激しい活動の制限

▶ 証明交付等 (サービスセンター業務) 関係事務概要 (参考)

区分	年度	取扱件数 (件)	手数料 (円)	備考
戸籍謄本・抄本	R4年度	2,076	1,118,300	
	R3年度	2,027	1,104,950	
住民票関係	R4年度	5,242	1,834,700	
	R3年度	6,101	2,135,350	
印鑑登録証明	R4年度	4,442	1,554,700	うち印鑑登録件数 224件
	R3年度	4,798	1,679,300	" 229件
身分証明等	R4年度	132	46,200	
	R3年度	140	49,000	
市税証明	R4年度	4,381	589,050	うち無料分 2,698件
	R3年度	4,946	637,700	" 3,124件
合計	R4年度	16,223	5,142,950	一日あたり 68件程度
	R3年度	18,012	5,606,300	" 75件程度
住民異動	R4年度	330	-	転出・転入・転居
	R3年度	126	-	

令和5年度 経営の基本的事項

館名 桂萱公民館

1 経営の方針

本館の経営にあたっては、第3期前橋市教育振興基本計画に基づき、桂萱地区の教育的な観点から地域づくりへの貢献を最上位の目標に掲げ、以下に示す3つの視点から充実を図る。



2 本年度の重点施策と目標(市内公民館共通)

施策[1] 主体的な学びの実現につながる学習機会の提供	施策[2] 公民館・コミュニティセンターの充実	施策[3] 地域で活躍する人材の育成と活用
目標① 家庭教育事業の充実 ・子育てに関する知識、ふれあい、交流、リフレッシュを高める。 ・地域全体で支援する意識の向上のための講座。	目標① 社会教育事業の充実 ・地域課題や学習ニーズをとらえた講座の充実 ・動画配信、オンライン講座等	目標① 学びの成果の地域還元 ・市民ボランティア活動の充実 ・市民講師による講座の充実 目標② 青少年の育成推進 ・高校生同士や大学生等の交流事業や体験活動の充実
施策[4] 個人と社会のウェルビーイングをつなぐ教育環境づくり ・公民館の適正な維持管理と長寿命化に基づく改修の実施		

3 桂萱公民館としての事業運営方針

・人口3万人のこの地区には多くの潜在的学習課題や学習要求があることは、近年の事業実施に際して把握できている。従前と形を変えながらコロナ以前への移行を進め、経営方針を掲げた事業運営を広範囲にわたり継続する。そのため、自主事業の事業数を維持する努力を続けていく。あわせて、さまざまな諸団体組織などと連携して実行委員会的な協働事業に取り組んでいく。

いままで以上に、公運推委員をはじめ、各分野の有識者に助言をもらいながら、事業運営を進める必要があると考えている。同時に職員のスキルアップを進める。

4 今年度の重点的な取り組み

- ・従来型事業の継続 ⇒ 学習ニーズに即した講座数の確保
諸団体と連携して参加者を確保
- ・新しい公民館事業の諸研究 ⇒ 主体的な学びの継続・再投入
地域学習コンテンツの集積と活用
デジタル活用系事業の実施

.....
桂萱の強みを活かして

具体的には、

●公民館講座・事業

- ・ 地区高校生の参加や講師となる事業
- ・ 学習グループなどの会員や地区住民が講師となる講座
- ・ 動画と来館の組み合わせによる事業
- ・ 動画による地域紹介、地域活動支援に結び付くもの
- ・ 大学や専門学校などとの連携事業
- ・ 普段足を運ばない世代などを対象とした講座
- ・ 公民館ロビーを活用した紹介事業
- ・ デジタルデバイド（情報化弱者）解消講座
- ・ 人口に応じた講座行事数の確保（シニア・青少年含む）
- ・ ボランティア活動を理解してもらう事業

●団体活動支援

- ・ 利用学習グループ支援
- ・ 健全育成団体支援
- ・ スポーツ協会活動支援
- ・ 自治会関係団体（社協など）との連携共催事業

令和5年度 公民館関連社会教育事業行事予定

月	行 事 名
4	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ協会総会（17日）・各種団体総会（21日） ・各学級、講座の開設準備
5	<ul style="list-style-type: none"> ・のびゆくこどものつどい・ふれあいのひろば（14日） ・スポーツ協会スマイルボウリング大会（28日） ＜自主学习グループ支援＞野外研修（23日） ＜地域ふれあい＞ グラウンドゴルフ講座①（5月～7月8回）
6	<ul style="list-style-type: none"> ＜地域ふれあい＞第4回桂萱ビブリオバトル（18日） ・自主学习グループ連協前期公民館清掃（25日） ・スポーツ協会ソフトバレーボール大会（25日） ＜家庭教育学級＞子育てセミナー運営委員会（2回） ＜人権＞《ロビー》人権七夕飾り（6/23～7/7）及び前橋空襲人権啓発展示 ＜地域づくり＞《動 画》荻窪のあじさい
7	<ul style="list-style-type: none"> ＜少年教室＞インリーダー講習会・育成指導者講習会（9日） ・第1回公民館運営推進委員会（13日） ＜家庭教育学級＞子育てセミナー運営委員会（2回） ＜少年教室＞サマーチャレンジスクール（7月～8月7回、囲碁将棋6回） ＜地域づくり＞《動 画》空から桂萱をみよう！
8	<ul style="list-style-type: none"> ＜学び合い＞いきいきシニアスクール（3回 人権・落語・温泉） ＜学び合い＞スマホ教室（7日2回） ＜学び合い＞防災講座（27・9月3日） ＜学び合い＞インターネット体験会&クールシェア（14日） ・生涯学習奨励員、自治会長合同野外研修会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ協会ゴルフ愛好会親善ゴルフ大会（3日） ＜学び合い＞いきいきシニアスクール（1回 健康づくり） ＜学び合い＞いきいきシニアスクール＜手話＞ ＜地域ふれあい＞summer上毛かるた交流会交流会in桂萱（20日） ＜家庭教育学級＞わいわい子育てセミナー前期その1（7・13・21・25） ＜地域ふれあい＞グラウンドゴルフ講座②（9月～12月 計13回） ・スポーツ協会ソフトボール大会（24日） ＜地域ふれあい＞《ロビー》手をつなぐ作品展&福祉作業所（9/20～10/2）
10	<ul style="list-style-type: none"> ・地区市民運動会（1日） ・地区文化祭（29・30日、一部21日） ＜家庭教育学級＞わいわい子育てセミナー前期その2（5・11・19・23） ・前橋の子どもを明るく育てる活動地区発表会（中旬） ・スポーツ協会グラウンドゴルフ大会（22日） ＜少年教室＞オータムチャレンジ（2回） ＜家庭教育学級＞その1・2参加者限定 さつまいも掘り（15日） ＜家庭教育学級＞その1・2参加者限定 荻窪公園で探検（22日）

感染症対策事業
5/7まで
(YouTube 配信)
(ロビー企画)

1 1	<p><家庭教育学級>わいわい子育てセミナー後期その3 (6・8・16・20)</p> <p><地域ふれあい>第5回桂萱ビブリオバトル (19日)</p> <p>・スポーツ協会レディースバレーボール大会 (23日)</p> <p><子育て親子支援>《動画》桂萱公園めぐり (未定)</p>
1 2	<p>・スポーツ協会卓球大会 (3日)</p> <p>・子ども会書画展表彰式 (10日) 《ロビー》書画展示 (11/26~12/10)</p> <p>・自主学習グループ連協後期公民館清掃 (17日)</p> <p><家庭教育学級>わいわい子育てセミナー後期その4 (4・6・13・21)</p> <p><家庭教育学級>講座参加者限定:クリスマス人形劇 (25日)</p> <p><少年教室>ウインターチャレンジ (2回)</p> <p><地域づくり>ワークショップで楽しもう (10日)</p> <p><学び合い>お金の講座<新ニーサ> (未定)</p>
1	<p>・令和5年度 部屋利用減免申請説明会 (未定)</p> <p><学び合い>一般向け学習会 (未定)</p> <p><学び合い>スマホ活用講座 (未定)</p> <p><地域ふれあい>グラウンドゴルフ講座③ (1~3月)</p>
2	<p><子育て親子支援>ベビープログラム (4回) ※城南会場</p> <p><地域ふれあい>《ロビー》伝統工芸品 (ひな人形) 展示</p> <p><地域ふれあい>《ロビー》桂萱もったいないweek 2nd (未定)</p> <p>・子ども会福祉施設訪問 (17日)</p> <p><学び合い>音楽物語 (未定)</p>
3	<p><地域ふれあい>親子星空観察会 (未定)</p> <p>・第2回公民館運営推進委員会 (中旬)</p> <p><地域ふれあい>幸せエピソードシリーズ第4弾募集事業&展示 (7~25日)</p> <p>・団体監査会 (18日)</p>
定例	<p>・公民館報桂萱の発行 (毎月1日)</p>

令和5年度 桂萱公民館主催事業

事業名(予算)	対象	内容・ねらい等	
子育て・親子支援事業	1 わいわい子育てセミナー 家庭教育学級	・子育て世代の親子の対象年齢 0～3歳児	・子育て世代の親を対象に、家庭教育に関わる学習や地域住民・団体との連携や交流を通して、子育ての不安や孤独感を和らげ、子育て世代が地域に参加する機会に結び付ける。
	2 子育て支援講座	・ボランティア団体及び 地区住民	・子育て世代を応援する役員向けの講座 ・地域全体で家庭教育に取り組む講座
青少年体験・チャレンジ活動	3 サマーチャレンジスクール	・小学生 ・中学生	・様々な体験活動を通して、心身の健やかな育成と仲間づくりを図る。 ・異なる学校・学年・地区の子どもと活動を通して楽しみながら仲間づくりを図る。
	4 オータムチャレンジ講座		
	5 ウィンターチャレンジ講座		
	6 インリーダー講習会・育成指導者講習会	・小学生 ・育成指導者	・子ども会を自主運営できるリーダーを養成するための研修を実施するとともに、子どもを指導・援助する育成指導者講習会を開催し、地域で子どもを育てるための一助とする。
奨励員活動	7 生涯学習奨励員活動支援	・地区生涯学習奨励員 ・自治会長	・地区生涯学習奨励員及び自治会長を対象に生涯学習活動を充実するための経験交流や地域学習を行い各自治会活動に活かしてもらおう。
自主学習グループ支援	8 自主学習グループ支援事業	・住民	・公民館を利用する学習グループを対象に、活動支援につながるための研修の実施。 ・グループ会員の増員を目的とした講座
地域ふれあい事業	9 いきいきシニアスクール	・地区内60歳以上の高齢者 (60歳未満の希望者も参加可)	・高齢社会の中で、生き甲斐のある生活が送れるような生活態度を身につけることや地域社会の諸活動に進んで参画する意欲を高めるため、集団的に学び活動する。老人クラブ協働
	10 学び合い、人権、地域ふれあい講座 地域づくり講座 セカンドライフ 読書普及	・一般成人 ・学生(小学生～)	・地域課題、生活課題、今日的課題に関する多様な学習要求を踏まえた講座を通じて、地域の活性化及び社会教育の充実を図る。 ＜ユーチューブ動画＞ ＜ロビー展示＞も含む
11 地区文化祭	・地区内全住民 ・自主学習グループ	・地区内で学習文化活動に取り組む住民・グループ・団体等が一堂に会し、それぞれの学習成果を発表し合うなかで互いの交流を深め、また、地域文化への興味や関心、意識を高め、住みよい地域づくりに寄与する。	
12 情報提供事業 公民館DX事業	・地域全住民 ・情報弱者解消	・公民館活動、地区行事、学校行事等、様々な地域情報を公民館報により提供する。また、市、地区、町の話題などをホームページやインスタグラム等を通して提供する。 ・デジタルデバイス対応講座の実施	

桂萱公民館（市民サービスセンター）事務分担表＜令和5年度＞

<p>課長補佐 (兼) 所長(館長) (社会教育主事)</p>	<p>藤原 直樹 (ふじわら なおき)</p>	<p>(市民サービスセンター)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民サービスセンター業務の総括に関する事 2 職員の服務に関する事 3 日赤、共同募金に関する事 4 地域づくり推進協議会に関する事 (副) 5 自治会連合会、消防後援会に関する事 6 三俣町投票所の利用 (一部管理) に関する事 7 文書の送達、連絡、施設整備に関する事 <p>(公民館)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公民館の管理運営に関する事 2 公民館事業の企画実施の総括に関する事 3 関係機関、団体との連絡調整に関する事 4 施設の防火管理に関する事 5 公民館の開閉に関する事 6 学校評議員会に関する事 7 情報提供事業 (館報/HP/SNS) の総括に関する事
<p>副主幹</p>	<p>名雪 健一 (なゆき けんいち)</p>	<p>(市民サービスセンター)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 証明交付等、窓口業務に関する事 2 文書の送達、連絡、施設整備に関する事 3 防犯協会に関する事 4 前橋東交通安全協会に関する事 <p>(公民館)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツ協会・スポーツ行事に関する事 2 市民運動会に関する事 3 学び合い・地域ふれあい講座に関する事 (地域づくり他) 4 公民館職員研修運営委員会に関する事 5 公民館の開閉・貸出に関する事
<p>副主幹</p>	<p>竹前 宏保 (たけまえひろやす)</p>	<p>(市民サービスセンター)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 証明交付等、窓口業務に関する事 2 文書の送達、連絡、施設整備に関する事 <p>(公民館)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 青少年健全育成会 (青少推含む) に関する事 2 生涯学習奨励員活動支援に関する事 3 文化祭に関する事 (舞台発表・生涯学習部門) 4 学び合い講座に関する事 (一般教養) 5 シニア高齢者教室に関する事 (副) 6 のびゆくこどものつどいに関する事 (正) 7 公民館の開閉・貸出に関する事

副主幹	齋藤 あかね (さいとう あかね)	<p>(市民サービスセンター)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 証明交付等、窓口業務に関する事 2 文書の送達、連絡、施設整備に関する事 3 社会福祉協議会(戦没者追悼式含む)に関する事 4 生活支援体制整備に向けた各種支援に関する事 5 庶務全般に関する事(副) <p>(公民館)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公民館運営推進委員会に関する事 2 青少年体験・チャレンジ活動に関する事 3 自主学习グループ活動支援に関する事 4 地域ふれあい講座・人権講座に関する事(福祉他) 5 文化祭に関する事(作品展示部門) 6 公民館の開閉・貸出に関する事
副主幹	清水 英之 (しみず ひでゆき)	<p>(市民サービスセンター)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 証明交付等、窓口業務に関する事 2 文書の送達、連絡、施設整備に関する事 3 情報機器及びソフトに関する事 <p>(公民館)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報提供事業(館報/HP/SNS)に関する事(正) 2 地区文化祭に関する事(総括) 3 地域ふれあい講座に関する事(情報、動画他) 4 学び合い人権講座に関する事(人権) 5 公民館ロビーの活用促進に関する事 6 子ども会育成団体連絡協議会に関する事 7 インリーダー研修会に関する事 8 のびゆくこどものつどいに関する事(副) 9 公民館の開閉・貸出に関する事
主事	齋藤 亜友美 (さいとう あゆみ)	(産休・育休中)
地域担当専門員	関口 正人 (せきぐち まさと)	<p>(市民サービスセンター)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域づくり推進協議会に関する事 2 自治会連合会に関する事(副) 3 文書送達及び連絡に関する事 <p>(公民館)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各種事業の業務補助に関する事 2 公民館の管理運営に関する事
会計年度任用職員 <準常勤>	新井 純奈 (あらい じゅんな)	<p>(市民サービスセンター)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 証明交付等、窓口業務に関する事 2 庶務全般に関する事(施設修繕を含む)(正) 3 文書の送達、連絡、施設整備に関する事 4 掲示物に関する事 <p>(公民館)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子育て、親子支援講座に関する事(家庭教育学級、子育て支援、BP、動画) 2 文化祭に関する事(事前庶務) 3 施設管理に関する事 4 公民館の開閉・貸出に関する事

会計年度任用職員	青木 美穂 (あおき みほ)	(市民サービスセンター) 1 証明交付等、窓口業務に関する事 2 文書の送達、連絡、施設整備に関する事 3 民生児童委員協議会の活動支援に関する事 4 老人クラブ連合会の活動支援に関する事 (公民館) 1 公民館利用申請・減免申請に関する事 (正) 2 シニア高齢者教室に関する事 (正) 3 公民館の開閉・貸出に関する事
会計年度任用職員	山口 茂 (やまぐち しげる)	(市民サービスセンター) 1 証明交付等、窓口業務に関する事
会計年度任用職員	渡辺 純子 (わたなべじゅんこ)	2 市税等収納金のまとめに関する事 3 窓口関連掲示物の案内に関する事
会計年度任用職員	北條 博美 (ほうじょうひろみ)	(公民館) 1 部屋利用申請及び鍵の受け渡しに関する事

正職員5名(うち育休中1名)、地域担当専門員1名、会計年度任用職員5名(うち育休代替準常勤1名)

資料編

- 1 前橋市公民館条例
- 2 前橋市公民館運営審議会規則
- 3 前橋市公民館運営推進委員会規則
- 4 前橋市教育振興計画（概要版）
- 5 桂萱学習グループ一覧表（令和5年度）
- 6 桂萱地区コミュニティデザイン（出会い発見編）
- 7 公民館報桂萱（別紙）



○前橋市公民館条例

昭和30年3月28日
条例第24号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第21条の規定により前橋市に公民館を設置する。

(目的)

第2条 公民館は、市民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称、位置及び対象区域)

第3条 公民館の名称、位置及び対象区域は、次のとおりとする。

名称	位置	対象区域
前橋市中央公民館	前橋市本町二丁目12番1号	全市域
前橋市上川淵公民館	前橋市後閑町35番地	前橋市支所及び出張所設置条例(昭和42年前橋市条例第23号。以下「設置条例」という。)別表に定める上川淵市民サービスセンターの所管区域
前橋市上川淵公民館 上北分館	前橋市中内町7番地4	西善町 山王町 山王町一丁目 山王町二丁目 中内町 東善町
前橋市下川淵公民館	前橋市鶴光路町701番地	設置条例別表に定める下川淵市民サービスセンターの所管区域
前橋市芳賀公民館	前橋市鳥取町817番地	設置条例別表に定める芳賀市民サービスセンターの所管区域
<u>前橋市桂萱公民館</u>	<u>前橋市上泉町141番地3</u>	<u>設置条例別表に定める桂萱市民サービスセンターの所管区域</u>
前橋市東公民館	前橋市箱田町543番地1	設置条例別表に定める東市民サービスセンターの所管区域
前橋市元総社公民館	前橋市元総社町三丁目1番地1	設置条例別表に定める元総社市民サービスセンターの所管区域
前橋市総社公民館	前橋市総社町総社1583番地2	設置条例別表に定める総社市民サービスセンターの所管区域
前橋市総社公民館 桜が丘集会所	前橋市総社町桜が丘1208番地9	総社町桜が丘
前橋市南橋公民館	前橋市日輪寺町158番地	設置条例別表に定める南橋市民サービスセンターの所管区域
前橋市清里公民館	前橋市青梨子町339番地	設置条例別表に定める清里市民サービスセンターの所管区域
前橋市永明公民館	前橋市上大島町930番地1	設置条例別表に定める永明市民サービスセンターの所管区域

前橋市城南公民館	前橋市二之宮町1320番地	設置条例別表に定める城南支所の所管区域
前橋市大胡公民館	前橋市河原浜町480番地	設置条例別表に定める大胡支所の所管区域
前橋市宮城公民館	前橋市鼻毛石町1711番地8	設置条例別表に定める宮城支所の所管区域
前橋市宮城公民館 鼻毛石集会所	前橋市鼻毛石町647番地6	鼻毛石町
前橋市粕川公民館	前橋市粕川町西田面194番地4	設置条例別表に定める粕川支所の所管区域
前橋市粕川公民館 込皆戸集会所	前橋市粕川町込皆戸129番地1	粕川町込皆戸
前橋市粕川公民館 膳集会所	前橋市粕川町膳219番地2	粕川町膳
前橋市富士見公民館	前橋市富士見町田島866番地1	設置条例別表に定める富士見支所の所管区域

2 前橋市中央公民館は、全市域にわたる事業、公民館相互の連絡調整に関する事業その他個々の公民館に行うことが不適当と認められる事業を行う。

(昭41条例34・昭42条例27・昭43条例27・昭45条例35・昭45条例65・昭46条例41・昭47条例26・昭48条例22・昭49条例54・昭50条例19・昭53条例7・昭56条例37・昭56条例55・昭57条例7・昭58条例20・昭58条例26・昭59条例6・昭61条例34・平元条例2・平2条例23・平12条例50・平16条例19・平18条例2・平18条例35・平19条例47・平20条例48・平23条例2・平23条例32・平26条例59・平28条例58・一部改正)

(管理)

第4条 公民館は、前橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(昭48条例22・平17条例44・一部改正)

(職員)

第5条 公民館に次の職員を置く。

- (1) 館長 1人
- (2) 主事 若干名
- (3) その他の職員 若干名

(昭58条例20・平8条例11・一部改正)

(職員の任免及び身分)

第6条 公民館職員の任免は、教育委員会が行う。

2 公民館職員の給与、服務その他必要な事項については、別に法律、命令等により特に規定された事項を除き、教育委員会事務局職員の例による。

(運営審議会及び運営推進委員会)

第7条 法第29条第1項の規定に基づき、前橋市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を前橋市中央公民館に置く。

2 その他の公民館に前橋市公民館運営推進委員会を置くことができる。

(平12条例5・一部改正)

(審議会の委員の定数)

第8条 審議会の委員の定数は、20人以内とする。

(平8条例11・平12条例5・平24条例17・一部改正)

(審議会の委員の委嘱)

第9条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

(平24条例17・追加)

(審議会の委員の任期)

第10条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

(昭44条例23・平8条例11・一部改正、平24条例17・旧第9条繰下・一部改正)

(経費)

第11条 公民館の維持運営に要する経費は、一般市費、補助金、寄附金その他の収入をもってこれに充てる。

(昭44条例23・旧第11条繰上、平24条例17・旧第10条繰下)

(規則への委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別にこれを定める。

(昭44条例23・旧第12条繰上、平8条例11・一部改正、平24条例17・旧第11条繰下)

附 則

この条例は、昭和30年4月1日から施行する。

《 附 則 中 略 》

附 則 (平成28年9月13日条例第58号)

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(平成29年規則第22号で平成29年4月1日から施行)

附 則 (令和3年12月17日条例第51号)

この条例は、令和4年5月16日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

○前橋市公民館運営審議会規則

昭和30年6月13日

教育委員会規則第27号

改正 昭和37年11月1日教委規則第7号

(目的)

第1条 前橋市公民館条例(昭和30年前橋市条例第24号)第7条に規定する前橋市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとし、本規則の定めるところにより運営する。

(役員)

第2条 審議会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 役員を選出は、委員の互選による。

(役員の仕事)

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき、これを代理する。

3 委員長、副委員長共に事故あるときは、委員の中で最年長者がこれを代行する。

(専門委員会)

第4条 審議会は、必要により専門委員会を設けることができる。

2 専門委員は、委員長がこれを委嘱する。

(会議)

第5条 会議は、中央公民館長の要請により委員長がこれを招集する。

2 会議は委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

(委任)

第6条 この規則施行について必要な事項は、教育長にはかり中央公民館長がこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和37年11月1日委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

○前橋市公民館運営推進委員会規則

昭和37年11月1日
教育委員会規則第8号

改正 昭和49年4月30日教委規則第7号
平成12年3月27日教委規則第13号
平成13年5月28日教委規則第3号
平成24年3月23日教委規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、前橋市公民館条例（昭和30年前橋市条例第24号）第7条第2項により設置される前橋市公民館運営推進委員会（以下「推進委員会」という。）について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 推進委員会は、公民館における各種事業の企画実施について調査審議し、公民館運営に協力するものとする。

(定数及び委嘱)

第3条 推進委員会の委員の定数は10人以内とし、前橋市公民館条例第9条各号に規定する者のうちから教育長に諮り、館長がこれを委嘱する。

(昭49教委規則7・平12教委規則13・平13教委規則3・平24教委規則6・一部改正)

(運営)

第4条 推進委員会の運営は、前橋市公民館運営審議会規則（昭和30年教育委員会規則第27号）の例によるものとする。

(委任)

第5条 この規則施行について、必要な事項は、教育長に諮り館長がこれを定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 前橋市公民館支館運営推進委員会規則（昭和30年教育委員会規則第28号）は、廃止する。

附 則（昭和49年4月30日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月27日教委規則第13号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年5月28日教委規則第3号）

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日教委規則第6号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

第3期前橋市教育振興基本計画 【概要版】



01 「前橋市教育振興基本計画」について

1 計画改訂の趣旨と位置づけ

- 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく計画
- 計画期間：6年間 令和5年度（2023年度）から令和10年度（2028年度）まで
- 第七次前橋市総合計画の行動指針を踏まえて計画を策定

2 教育をめぐる本市の状況

人口減少、少子高齢化、外国人の増加など多様化の進展

多様な人がお互いの良さを認め合うウェルビーイングの理念を実現する共生社会の形成や、人生100年時代において、学び直しや学び続けることができる場と機会の提供が求められています。

ICT技術の更なる進化やデジタル化など、変化が激しく予測困難な Society5.0時代の到来

ICTを主体的に使う力、他者との対話を大切にしながら課題を解決していく力の育成が求められています。

子供や子育てをめぐる環境の変化

体験活動や異年齢間交流の減少、経済的貧困・ヤングケアラーなど、子供や子育てをめぐる環境の変化に伴う問題に対して関係機関、地域や企業と連携した取組・支援が求められています。

新学習指導要領の実施、GIGAスクール構想、「令和の日本型学校教育」の構築など、学校教育の転換期

社会に開かれた教育課程の実現、ICT技術の活用等を通じた教職員の多忙化解消、地域や企業等と連携した取組などが求められています。

教育施設の老朽化、文化財の保護と活用

対症的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換、施設の長寿命化や財政負担の平準化が求められています。また文化財については、活用に向けた着実な調査・整備と専門的知見を有する人材の育成が求められています。

02 「第3期前橋市教育振興基本計画」が目指すもの

「第3期前橋市教育振興基本計画」は、本市の教育の大綱で定める前橋の教育が目指す人間像「多様な人と協働しながら、主体的・創造的に社会を創る人」を育むための計画です。

多様な人と協働しながら、
主体的・創造的に社会を創る人



前橋の教育が目指す人間像を育成するための4つの指針と視点

第2期計画から考え方を引き継ぐ4つの「指針」（個を伸ばす）（認め合う）（創り出す）（未来へつなぐ）と教育をめぐる本市の状況を踏まえて定める「視点」は、次のとおりです。4つの「指針」と「視点」は、目指すべき人間像の育成にあたり、それぞれ関連し合うものと考えます。



視点 個性を伸ばす学びの充実

前橋で学ぶすべての人が、学ぶ喜びを実感しながら個性や感性を伸ばし、人生100年時代を主体的に学び続けることができる場と機会を提供します。



視点 多様性を認め合う学びの充実

ウェルビーイングの向上を目指し、年齢、性別、国籍、障害の有無、LGBTなど、多様な個性や価値観を認め合う寛容さと、共に支え合う社会性を育むことができる場と機会を提供します。



視点 新たな価値を創造する学びの充実

急速に変化する社会（Society5.0）をたくましく生き抜くために、多様な人と協働しながら、持続可能な社会を主体的に創る力を育むことができる場と機会を提供します。



視点 市民としての誇りを継承する学びの充実

前橋で暮らす、すべての人が、リアルとデジタルを融合した学びの中で自然や文化・歴史を再認識し、郷土を愛する心と未来を考える力を養う場と機会を提供します。

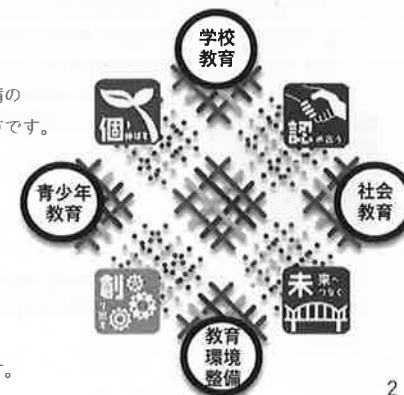
◆ 目指す人間像の育成イメージ

4つの指針は、学校教育、青少年教育、社会教育、教育環境整備のそれぞれの分野において、施策に取り組む際の基本となる考え方で、

4つの指針を踏まえて、各分野の施策に取り組むことにより、4つの指針と4つの分野が関連し合い、
経糸と緯糸で織りなされる織物のように、
目指すべき人間像が育成されるものと考えます。

県都前橋 生糸のまち 県都前橋 教育のまち

歴史を引き継ぎながら、新しい社会に向けた教育に取り組めます。



分野別 基本理念 及び 基本方針

学校 教育

基本理念 **生きる力を育む学校教育の充実**

- (1)義務教育 効果的・効率的な学校経営に向けた体制づくりなど
「生きる喜び」や「学ぶ楽しさ」を実感できるなど
- (2)高校教育 教職員の資質・能力の向上や組織的な生徒指導の充実など
学習と部活動の両立や様々な可能性を引き出す進路指導など
- (3)幼児教育 豊かな感性や思考力・判断力・表現力を育むなど
- (4)特別支援教育 自立や社会参加に向けた主体的な学びなど
- (5)教職員育成 将来に向けた指導的な役割を担う人材育成など

- 基本方針
- 学校力を高める学校経営
魅力あふれる教育活動
- 学校力を高める学校経営
魅力あふれる教育活動
- 保育の充実を目指す幼児教育の推進
- 特別支援教育及び教育相談機能の充実
- 教職員研修、実践的研究機能の充実

青少年 教育

基本理念 **人間性豊かな青少年の育成**

- (1)地域健全育成 地域や家庭、学校の連携・協働による
子供が主体となった活動の支援など
多様な文化への関心や理解を高めるための
- (2)生徒指導と教育相談 いじめの防止や多様化・複雑化した不登校への対応など
- (3)体験的な学び 子供たちの安全意識と知的好奇心を育てる
新たなプログラムの作成など
多様な体験活動の創出による
主体的に生きる力と心豊かな子供の育成など

- 基本方針
- 地域健全育成活動の充実
- 国際理解教育活動の充実
- 学校の健全育成活動と、
子供をめぐる問題解決への支援の充実
- 交通安全・天文・環境教育の充実
- 科学・文化芸術教育活動の充実

社会 教育

基本理念 **心豊かな前橋の文化の創造**

- (1)生涯学習 地域課題や市民ニーズに対応した魅力ある学びの場の提供など
個々の学習成果を社会へ還元できる仕組みづくりなど
個の学びを地域に還元し、前橋の人や価値を未来へ継承する
- (2)図書館 多様な学習要望への対応や子供の主体的な読書活動など
- (3)文化財 新たな前橋の魅力の発見など

- 基本方針
- 「主体的な学び」の継続につながる
学習機会の提供
- 公民館・コミュニティセンターの充実
- 地域で活躍する人材の育成と活用
- 知的活動を支援する図書館の充実
- 未来へつなぐ文化財等の保護と活用

教育 環境 整備

基本理念 **「学び」「創造」「交流」の場としての
教育環境づくり**

- (1)教育施設整備 安全性と環境への配慮など
- (2)学校給食 安全・安心でおいしい学校給食の安定的な供給など
- (3)教育振興基金 前橋の学びの未来を支える

- 基本方針
- 個人と社会のウェルビーイングを
つなぐ教育環境づくり
- 子供たちの健やかな成長を育む
学校給食の充実
- 市民や企業からの支援による
教育振興基金の充実

03 具体的重点施策

第3期計画は、計画と具体的施策の関連性を明確にし、実効性のある計画とするため、施策、具体的取組及び計画最終年の目標指標を記載しています。記載する施策は、第3期に重点的に取り組む施策です。ここでは、代表的な施策を記載しています。

学校 教育

- 施策の目標 **学び続ける力の育成**
- 施策 (No.4) 主体的・対話的で深い学びの実現
ICTを活用した新たな価値を見出す授業づくりの推進
- 具体的取組 ● 「教育課程編成・実施の手引き」や「『指導と評価の一体化』のための学習評価のポイント」に基づく授業づくりや学習評価に対する助言の充実 など
- 目標指標 学校評価アンケート「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業の推進」について、「よく出来ている」、「大体出来ている」(4段階評価上位2位)と回答した教職員の割合
- | | | | |
|------|-------|-------|-----|
| R3年度 | 87.8% | R10年度 | 90% |
|------|-------|-------|-----|



青少年 教育

- 施策の目標 **学校支援体制の充実と問題行動の防止**
- 施策 (No.22) 児童生徒に寄り添った校内支援体制の充実
- 具体的取組 ● スクールアシスタントやオープンドアサポーター、
スクールロイヤーなどの人材を活用した学校支援体制の充実
● SOSの出し方に関する教育の普及・啓発の推進
- 目標指標 SOSの出し方に関する教育を年1回以上実施した学校の割合
- | | | | |
|------|-----|-------|------|
| R3年度 | 未実施 | R10年度 | 100% |
|------|-----|-------|------|



社会 教育

- 施策の目標 **公民館及びコミュニティセンターにおける社会教育事業の充実**
- 施策 (No.29) 地域課題や市民ニーズに対応した多様で魅力ある学びの場の充実
- 具体的取組 ● 地域課題や学習ニーズを捉えた講座の充実
(健康、食育、安全安心、デジタル活用等)
- 目標指標 公民館及びコミュニティセンター事業開催回数(年間)
- | | | | |
|------|------|-------|--------|
| R3年度 | 627回 | R10年度 | 1,000回 |
|------|------|-------|--------|



教育 環境 整備

- 施策の目標 **文化財施設の整備**
- 施策 (No.44) 歴史や伝統文化などの特色を活かした文化財施設の適正な維持管理
- 具体的取組 ● 県及び市文化財保護指導員によるバトロール
及び所有者への指導・助言の推進
- 目標指標 文化財保護指導員による巡回監視の「A評価」、「B評価」(4段階評価上位2位)の割合
- | | | | |
|------|-----|-------|-----|
| R3年度 | 91% | R10年度 | 95% |
|------|-----|-------|-----|



04 計画の進行管理

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく点検及び評価を活用

年度ごとに設定した目標、評価対象年度の実績、計画期間終了後の達成目標の数値を踏まえ、客観的に評価します。評価の際は、施策に対する評価、具体的な改善策及び適切な指標の設定などに学校教育、青少年教育、社会教育、教育環境整備分野の学識経験者の知見を活用します。

点検及び評価を通じた施策の振り返り、課題の洗い出しや改善策の検討を行い、PDCAサイクルにより、計画を着実に実行し、本市教育の充実につなげていきます。なお、計画開始から3年を目安に中間評価を行います。

令和5年度 桂萱公民館「学習グループ」一覧表

No.	グループ名	内 容	学 習 日	学習時間	会 費	会員数
1	萱の実会	油 絵	第2・4月	夜間	月 3,000円	9
2	桂の会	絵 画	毎週 木	午前	月 4,000円	15
3	泉水彩クラブ	水彩画	第2・4金	午前	月 1,000円	10
4	桂萱七宝クラブ	七宝焼	毎週 金	午前・午後	月 1,200円	6
5	桂書道クラブ	漢字かな交じり	第1・3金	午後	月 1,500円	17
6	桂萱短歌会萱の華	短 歌	第2水	午前	月 1,200円	11
7	桂萱着付けサークル	着付け	第1・3水	午前	月 500円	9
8	桂萱古文書を読む会	古文書解読	第2金	午前	年 4,000円	10
9	コールかやの実	女声三部合唱	第1・2・3火	午前	月 2,000円	18
10	桂萱フランス語クラブ	フランス語学習	第2・4土	午前	月 2,100円	7
11	睦クラブ	社交ダンス	毎週 金	午前	月 2,000円	17
12	桂萱例会	フォークダンス	毎週 土	午後	年 6,000円	11
13	桂萱囲碁将棋クラブ	囲碁・将棋	毎週 土	午前	年 2,000円	18
14	上州桂会	八木節 他	毎週 木	夜間	月 2,000円	12
15	社交ダンス水曜クラブ	社交ダンス	毎週 水	午後	月 2,000円	13
16	四重色合唱団	混声合唱	第2・3・4木	夜間	月 1,500円	12
17	にんじんクラブ	家庭料理	第2木	午前	月 1,000円	24
18	桂萱ストレッチ体操クラブ	ストレッチ	月3回 木	午後	月 1,000円	41
19	手話コーラスクラブ	手話コーラス	第2・4火	午前	月 1,500円	5
20	かやのみ太鼓	和太鼓	第2・4火	夜間	月 1,000円	9
21	ピアノ夢クラブ	ピアノ	第2・4月	午前	月 2,000円	8
22	桂萱ファミリーハーモニカクラブ	ハーモニカ	第2・4火	午後	月 1,000円	7
23	アンダンテピアノクラブ	ピアノ	第2・4木	午前	月 2,000円	9
24	桂萱メンズクッキングクラブ	男性料理	第3水	夜間	月 2,000円	14
25	ケーナサークル鳥と風	ケーナ	毎週 火	午後	月 2,200円	11
26	式部の会	書 道	第2・4金	午後	月 2,000円	12
27	わかばの会	教養学習	第3木	午前	会員 年 2,000円 準会員 年 1,000円	17
28	熟年ピアノクラブ	ピアノ	第1・3水	午前	月 2,500円	7
29	桂萱歴史友の会	歴史学習	第3木	午前	年 3,000円	9
30	桂萱読み聞かせの会「はくはく」	読み聞かせ学習	第1・3土	午前・午後	年 1,000円	6
31	桂萱太極拳クラブ	太極拳	毎週 水	午前	月 1,000円	26
32	ミュージカルユニットcabo	ミュージカル	不定期	不定	年 20,000円	15
33	ヨガサークル ガネーシャ	ヨ ガ	毎週 火(月4回)	午前	月 2,000円	27
34	フォークダンス土曜会	フォークダンス	毎週 土	午前	年 6,000円	13
35	武術太極拳クラブ	武術太極拳	第2・4月	午後	月 500円	13
36	DSなでしこ	社交ダンス	毎週 金	午後	月 2,000円	16
37	モンレーヴ	手話学習・手話コーラス	第2・4土	夜間	月 250円	6
38	楽陶クラブ	陶 芸	毎週 木	午前・午後	月 1,500円	11
39	子育てサークル「にこにこ」	子育てサークル	第2・4土	午後	0円	11
40	健康麻将前橋	健康マーじゃん	毎週 金	午後	2か月 1,000円	28
41	健康麻将桂萱	健康マーじゃん	毎週 水	午後	2か月 1,000円	25

※ 桂萱公民館（TEL027-261-0111）で学習しているグループです。（R5.4.12現在）

※ 桂萱公民館にて、グループ代表者の連絡先をお教えますので「グループの詳細、募集状況等」につきましては直接お問い合わせ下さい。

桂萱地区 コミュニティ デザイン 【出会い・発見編】

《《《《《 桂萱地区の概要 》》》》》 自治会21町

三俣町一丁目・三俣町二丁目・三俣町三丁目・幸塚町・上沖町・下沖町・西片貝町・東片貝町・上泉町・石関町・亀泉町
江木団地・荻窪町・堀之下町・堤町・堤町北区・江木町・江木町第二・萱野団地・堤町ローズタウン・東ローズタウン

【地域の自然】標高100~250m

- 赤城山の裾野と平地
- ・桃ノ木川の動植物
- ・荻窪公園のアジサイ
- ・三俣神社の紅梅
- ・前橋高校のラクウショウ
- ・桂萱小のアカメヤナギ幹周日本一
- ・大正橋下のイワツバメ



【歴史・文化】

- ・剣聖上泉伊勢守(上泉信綱)
- ・片貝神社の太々神楽(虚空蔵様)
- ・上泉の獅子舞
- ・上泉郷蔵
- ・沖の大黒様



【新興住宅・商業施設】

- ・ローズタウン
- ・ベイシア前橋モール
- ・ローズタウンショッピングモール
- ・道の駅「赤城の恵」
- ・食の駅ぐんま など チェーン店多数

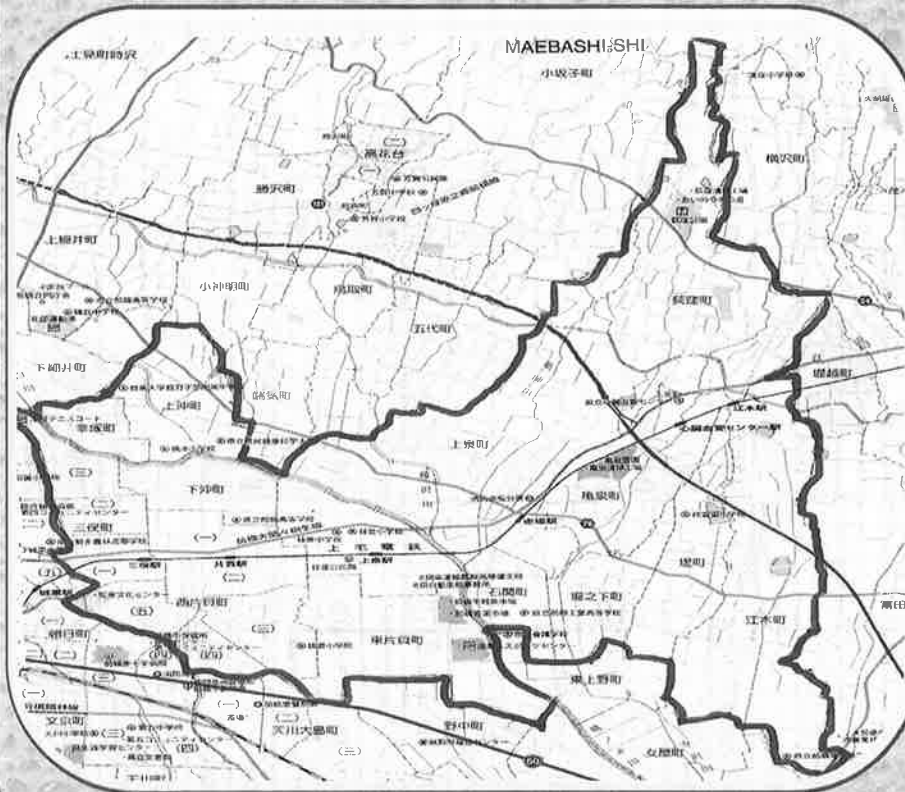


【立地・防災】

- ・西部は市街地、東部は新興住宅と古くからの集落が混在する。市営団地・県営団地
- ・桃ノ木川浸水想定区域



区分	2012.12.31	2022.3.31	増・減
全体	29,249人	28,282人	△ 967人
0歳~64歳	22,057人	19,824人	△2,233人
65歳以上	7,192人	8,458人	増1,266人
高齢化率	24.59%	29.90%	増5.31pt
世帯数	12,186世帯	13,155世帯	増969世帯



【地域課題】

- ・高齢化率の上昇、ひとり暮らし高齢者の増加
- ・地域活動の担い手不足、参加者の固定化

【交通】

- ・上毛電気鉄道(三俣駅、片貝駅、上泉駅、赤坂駅) 心臓血管センター駅、江木駅)
- ・上武道路(R17)
- ・東部バイパス
- ・県道前橋大間々桐生線



【教育・保健・医療】 小学校4校・中学2校

- ・県立前橋高等学校
- ・県立前橋東高等学校
- ・県立前橋工業高等学校
- ・県立勢多農林高校農場
- ・県立前橋産業技術専門学校
- ・芸術、美容、医療専門学校
- ・前橋看護学校
- ・県立県民健康科学大学
- ・国立群馬大学附属中学校
- ・県立心臓血管センター
- ・群馬県健康づくり財団
- ・群馬県看護協会
- ほか 幼保こども園多数



【高齢者介護施設】

- ・特別養護老人ホーム明風園
- ・特別養護老人ホームやすらぎ園
- ・老人保健施設ビハール寿苑
- ・有料老人ホームまえばし上泉の里
- ・有料老人ホームロングライフ前橋
- ・地域密着型サービス事業所 他

